○農地法第４条・第5条許可申請事務の流れ

①申請書提出期限　　毎月２０日（土・日、祝日の場合は前の開庁日）締め切り

※申請される３日前には、事前相談をお願いします。書類などが完全でない場合は、処理が翌月扱いになることがありますので、早めに申請をお願いします。

②町農業委員会総会　　翌月　3日頃

③許可書交付　　翌月10日頃

・10a以上30a未満の場合は町の開発事前協議の協定日と同日許可になるため別途期間を要します

・30a以上の場合は農地法に基づき佐賀県農業会議ネットワーク機構の

○農地法第４条・第5条許可申請書必要書類等一覧

申請提出前に再度確認し、「要否」欄にチェックを入れてください。　○印は必須書類　◎印は内容説明

番号	要否	様式	書面の名称	第４条	第５条個人	第５条法人	備考
1		有	許可申請書	○	○	○	正１部提出。
2			法人の登記簿謄本（登記事項証明書）			○	申請日３ヶ月以内の原本。
3			法人の定款又は寄附行為の写し			○	原本証明されたものであること（原本証明日、社名、代表者名、原本と相違ない旨の一文、代表者印の押印）
4			管内図	○	○	○	広域図を利用。
5			位置図	○	○	○	住宅地図等を利用。
6			字図	○	○	○	法務局の不動産登記法第14条地図
7			土地の登記簿謄本（登記事項証明書）	○	○	○	申請日３ヶ月以内の原本。農地以外は写しでも可
8			土地利用計画図	○	○	○	①縮尺・方位、②建築物等の配置及び面積（駐車場の場合は駐車台数や区画割）、③周辺農地への被害防除措置（例：ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ○段等）、④雨水の排水計画及び流末までの経路、⑤上水、汚水・雑排水の計画等を記入。
9			見積書	○	○	○	申請日3ヶ月以内のもので、消費税を含む金額が記載されたものを添付。（有効期限が記載されている場合は許可予定日まで期限があるもの）
10			資金証明書（残高又は融資等）	○	○	○	原則として原本を添付。金融機関からの証明日は申請月の日付。人から借り入れる場合は、貸与証明書を添付するとともに、貸付人の資金証明書を添付。
11		有	農地復元確約書				一時転用の場合に添付。
12			宅地建物取引業免許証の写し				申請人が宅地建物取引業を営み、転用目的が建売分譲住宅、特定建築条件付売買予定地、宅地分譲である場合に添付。
13			建設業許可証の写し				転用目的が建売分譲住宅である場合に添付。
14			建築請負契約書の写し				申請人が建築を建築業者へ請負わせる場合添付。
15		有	管内建売分譲住宅等工事進捗状況				管内の農地転用許可後の進捗状況を記載したものを添付。（次回申請の条件は、進捗状況及び完了報告書が提出されており、3年未経過の許可及び3年以上経過して事業完了していない許可について、計画区画数の合計に占める建築済区画数の合計の割合が概ね7割を超えていること。【県の分譲住宅に関する農地転用事務取扱要領に準ずる。】）
16			誓約書				特定建築条件付売買予定地である場合に添付。
17			土地売買契約書の写し				特定建築条件付売買予定地である場合に添付。一定期間に建築請負契約を締結しなかった場合、土地売買契約が解除される旨の規定があること。
18		有	事業計画書				必要に応じて添付。
		有	事業計画書（資材置場）				必要に応じて添付。

19			貸借契約書（写）				対象施設を第三者に賃貸借する場合添付
20			予約者名簿				貸駐車場の場合に添付。（駐車場台数の概ね7割以上）
21			設備認定申請の事実を証明する書類				・太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備も含む）の場合添付する。 【H29.4.1以前に設備認定を取得したもの】 →設備認定書の写し、みなし認定移行手続参照画面の写
22			系統連系に係る契約の写し				太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備も含む）の場合添付する。
23			営農型太陽光発電設備の設計図				営農型太陽光発電設備の場合添付する。
24			下部の農地における営農計画書				営農型太陽光発電設備の場合添付する。
25			営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込及びその根拠となる関連データ				営農型太陽光発電設備の場合添付する。 試験研究機関による調査結果等を添付。
26			必要な知見を有する者の意見書又は先行して営農型太陽光発電設備の設置に取組んでいる者の事例				営農型太陽光発電設備の場合添付する。
27			支柱を含む営農型太陽光発電設備の撤去費用の負担について合意されていることを証する書面				営農型太陽光発電設備の場合添付する。
28			資格審査申請書若しくは共同企業体協定書				共同企業体が申請する場合に添付。
29			役員会又は団体の議事録				必要に応じて添付。
30			地縁団体台帳				申請者が地縁団体である場合に添付。
31			総会の議事録				法人格のない団体が申請する場合に添付。
32			住民票又は戸籍の附票				土地所有者の登記簿上の住所と現住所が異なる場合に添付。原本であること。
33			建築物等の平面図及び立面図	○	○	○	建築面積や高さを記入。
34			申請地の断面図	○	○	○	造成法面等の確認
35			実測図又は求積図				登記簿の面積が実測値と著しく違う場合や一筆の一部を分筆せず転用等する場合に添付。
36			仮登記権者の同意書				仮登記権者が設定されている場合に添付。仮登記権者が譲受人である場合は不要。
37			所有者の同意書				申請者が所有権以外の権限に基づいて申請する場合に添付。（例：小作人が賃借権に基づき第４条許可申請をする場合）
38			耕作者の同意書又は農地法第18条第6項による合意解約書の写し				賃借権等に基づく耕作者がいる場合に添付。
39			水利権者の同意書				取水又は排水について水利権者の同意を要する場合に添付。
40			土地改良区の意見書 （面工事区域　　：内・外） （面工事以外区域：内・外）				申請に係る農地が土地改良区（町及び佐賀東部）の地区内にある場合に添付。ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ等が埋設されていれば、必要な措置について記入。
41		有	選定理由書（理由書）	○	○	○	農地以外での検討、日常生活上又は業務上を考慮した選定となっているか記載。（第2種・第1種農地の場合必要）1ヶ所は農地以外を選定すること。
42			通行承諾書及び排水承諾書				申請地へ行く又は排水するため他人の土地を利用する場合に添付。
43			用途廃止申請書、機能交換申請書				必要に応じて添付。関係機関の受付印を押印したものを添付。
44			他法令許認可申請書の写し				他法令の許認可が必要な場合、関係機関の受付印のあるものを添付。（都市計画法、道路法、国有財産法、文化財保護法など）
45		有	雇用協定書及び雇用計画書				農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の場合に添付。雇用されるものの概ね3割以上。

46			始末書（顛末書）及び現況写真				追認許可申請をする場合に添付。始末書は自署で押印し、写真は全景で撮影方向を土地利用計画図に記載。
47			相続関係系統図				登記名義人が死亡している場合で、相続未登記の場合に添付。
48			戸籍謄本				登記名義人が死亡している場合、未成年者で親権者が代理申請をする場合に原本を添付。
49			仮換地指定通知書				土地区画整理事業施行区域内において仮換地時点で転用する場合に添付。
50			一時利用地指定通知書（写）及び異種目換地事前指定通知書				非農用地関係土地改良事業につき非農用地区域内の農地等の換地処分前において、異種目換地事前指定に代わるべき一時利用地の指定がなされている農地等の転用の場合に添付。
51			仮換地についての事業主体の確約書及び用途証明書				
52			創設換地予定地の用途証明書				土地改良法に基づく土地改良事業の施行区域内における創設換地予定地について申請する場合に添付。
53			委任状				委任に基づく代理申請で、委任事項を特定したものを添付。
54		有	承諾書及び同意書	○	○	○	隣接所有者、隣接耕作者、区長、生産組合長。
55			その他参考となるべき書類				
56			農業委員・農地利用最適化推進委員へ内容説明	◎	◎	◎	申請が受理された案件は、必ず地元農業委員・農地利用最適化推進委員へ内容説明をお願いします。